

投資性金融商品の販売・販売仲介に係る 「重要情報シート」（個別商品編）

E59

1. 商品等の内容

| | |
|---------------------|--|
| 金融商品の名称・種類 | 第127回 2024年6月10日満期 早期償還判定水準递減型 早期償還条項付 ノックイン型日本米2指数（日経平均株価・S&P500指数）参照円建信託社債（責任財産限定特約付） |
| 組成会社（発行者） | 三井住友信託銀行株式会社 |
| 販売会社 | 販売会社 株式会社あおぞら銀行（以下、「当行」） 委託金融商品取引業者 あおぞら証券株式会社 |
| 金融商品の目的・機能 | <p>本信託社債は、将来の参考指標（日経平均株価およびS&P500指標）の変動に投資する商品です。一般的な債券とは異なり、デリバティブ（金融派生商品）を組み込んだ債券のため、以下の特性があります。</p> <ul style="list-style-type: none">観察期間中の参考指標の推移に応じて、償還金額の決定方法が異なります。一般的な債券に比べて高い利回りが期待できますが、観察期間中に参考指標終値のうち、双方またはいずれかが一度でもノックイン判定水準（当初株価の55%）以下となった場合、最終償還金額が投資元本を大きく割り込む可能性があります。早期償還判定日における参考指標終値がいずれも早期償還判定水準（初回は当初株価の103%、以降、早期償還判定日ごとに3%ずつ遞減）以上となった場合、額面金額の100%で早期償還されます。本信託社債の利率（税引前）は、年率2.50%です。 |
| 商品組成に携わる事業者が想定する購入層 | <p>【販売会社および委託金融商品取引業者が想定する購入層】</p> <ul style="list-style-type: none">インカムリターン獲得・向上を目的とし、高い利回りを得るために、高いリスクを許容されるお客さまリスク性商品への投資に充てるための余裕資金を十分に保有されるお客さま本信託社債は、期間約2年の商品ですが、早期償還条項による早期償還も許容されるお客さま債券にオプション等を組んだ複雑な商品であるため、投資経験や知識が十分ではない方には、適した商品ではありません。長期の安定的な資産形成を目的とするお客さまには、適した商品ではありません。 |
| パッケージ化の有無 | 該当ありません。 |
| クーリング・オフの有無 | クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。 |

次のようなご質問があれば、お問い合わせください。

- あなたの会社が提供する商品のうち、この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいという根拠は何か。
- この商品を購入した場合、どのようなフォローアップを受けることができるのか。



2. リスクと運用実績（本商品は、参照指数の変動による元本割れリスク等があります）

| | |
|----------------------------------|--|
| 損失が生じるリスクの内容 および最大損失額 | <ul style="list-style-type: none">観察期間中に参照指数終値のうち、双方またはいずれかが一度でもノックイン判定水準（当初株価の55%）以下となった場合には、償還時の元本が大幅に毀損する（本信託社債で得られる金利を超える損失が生じる）場合があります。早期償還された場合、当初想定された早期償還日以降の利息を受け取ことができないことや、市況によっては償還金を同様の条件で運用することができない場合があります。2002年4月1日から2022年3月31日までの期間における日経平均株価の2年間での下落率の最大値は約▲62%です。また、同期間ににおけるS&P500指数の下落率の最大値は約▲57%です。最終評価日に償還額算出対象指数（パフォーマンスが低い方の指標。上記の場合、日経平均株価）の終値が▲62%下落すると想定した場合、本信託社債の想定損失額は額面100万円に対して▲62万円となります。また、中途売却時の想定損失額も含めて、詳しくは契約締結前交付書面等により説明いたします。 |
|----------------------------------|--|

※ 詳細は目論見書のリスクに関するご説明のページ、および目論見書に合冊の想定損失額に関するご説明のページに記載しています。

次のようなご質問があれば、お問い合わせください。

- 上記のリスクについて、私が理解できるように説明してほしい。
- 相対的にリスクが低い類似商品はあるのか。あればその商品について説明してほしい。
- 利回りと損失リスクについて、いくつか例を踏まえて説明してほしい。

3. 費用等

| | |
|----------------|--|
| 費用等について | 本信託社債は、お客さまとあおぞら証券株式会社との相対取引によりご購入いただきますので、購入対価のみをお支払いいただきます。この購入対価には以下の費用等が含まれております。 <ul style="list-style-type: none">当行およびあおぞら証券株式会社にとっての販売役務の対価相当額 本信託社債の販売役務の対価相当額の合計は、額面あたり2.0～3.0%です。 販売役務の対価相当額は、販売に係る諸経費やアフターフォローの対価等が含まれています。 販売役務の対価相当額は、今後、発行金額の増減により変動する可能性があります。 当該範囲の上限を超える場合には、再度説明いたします。購入対価には、上記販売役務の対価相当額のほかに、本信託社債の組成に係る費用等が含まれております。 |
|----------------|--|

次のようなご質問があれば、お問い合わせください。

- 時価や費用がよりわかりやすい類似商品はあるか。あればその商品について説明してほしい。



4. 換金・解約の条件（本商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります）

本信託社債は償還期限が定められていますが、最終償還期日前に早期償還となる場合があります。

本信託社債は、あおぞら証券株式会社が買い取る以外に中途売却するための売買の場は基本的にはありません。

本商品の流通市場は確立されていないため、一般的な債券と比べて流動性が劣ります。あおぞら証券株式会社は本商品のマーケットメイクを行うことはなく、買取義務を負うものではありません。

本信託社債は、発行体の信用状況の悪化、市場環境等の急激な変化または災害等の影響により、中途売却できない場合があります。

本信託社債の中途売却が可能な場合でも、参照指数の変動状況等や本信託社債の流動性が低いことにより、お客さまに損失が生じる可能性があります。

※ 詳細は目論見書のリスクに関するご説明のページに記載しています。

次のようなご質問があれば、お問い合わせください。

- ・ 私がこの商品を換金・売却するとき、具体的にどのような制限や不利益があるのかについて説明してほしい。

5. お客さまの利益と当行の利益が反する可能性

当行がお客さまへ本信託社債を販売した場合、当行は販売委託元である、あおぞら証券株式会社から、「3.費用等」欄に記載の販売役務の対価相当額のうち、50%程度の委託報酬を受け取ります。

本商品の販売委託元である、あおぞら証券株式会社は、当行の連結子会社です。

発行者と、当行およびあおぞら証券株式会社は、資本関係等の特別の関係はありません。

また、発行者がこの商品を組成するために行うデリバティブ取引のカウンターパーティは当行となります。

当行の営業職員に対する業績評価上、本信託社債の販売が他の商品の販売より高く評価されることはありません。

※ 利益相反の内容とその対処方針については、当行ホームページ「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の「利益相反の適切な管理体制」をご確認ください。

<https://www.aozorabank.co.jp/corp/company/governance/fiduciary/>



次のようなご質問があれば、お問い合わせください。

- ・ あなたの会社が得る手数料が高い商品など、私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先した商品を私に薦めていないか。
- ・ 私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような対策をとっているのか。

6. 租税の概要

日本の税務当局では、本債券に係る課税上の取扱いを明確にしていませんが、税法上、特定公社債として扱われるものと思われます。

※NISA、つみたてNISA、iDeCoの対象とはなりません。

【利金受取時】

所得税・復興特別所得税および地方税（個人のお客さまの場合）：利子に対して20.315%

【中途売却時および償還時】

所得税・復興特別所得税および地方税（個人のお客さまの場合）：譲渡益および償還益に対して20.315%

※ 詳細は目論見書に合冊の契約締結前交付書面の租税の概要に関するご説明のページに記載しています。

7. その他参考情報

現在、お取扱い中の仕組債や金融商品仲介および関連商品のご注意点等については、当行ホームページをご確認ください。

<https://www.aozorabank.co.jp/bank/products/toushi/shikumisai/>



契約締結にあたり、「契約締結前交付書面」「目論見書」をお渡しします。ご購入に際しては、これらの書面をよくご確認ください。